

平成27年11月20日

第5回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第5回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年11月20日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・~~除外~~編
入）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 農地法第4条の規定による届出について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申し出について
- その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	4 番 委員
5 番 委員	6 番 委員	7 番 委員
8 番 委員	9 番 委員	10 番 委員
11 番 委員	12 番 委員	13 番 委員
14 番 委員	15 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	21 番 委員	22 番 委員
23 番 委員	24 番 委員	25 番 委員
26 番 委員	27 番 委員	28 番 委員
29 番 委員	30 番 委員	31 番 委員
32 番 委員		

1 欠席委員

3 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
農地係長
主幹兼振興係長
農地係主査
農地係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第5回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「11番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。 議案書の1ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて申請がありましたので、ご報告いたします。 議案書の3ページをご覧ください。 申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。 本申請は、前回、平成27年10月19日第4回委員会議案第3号9番で許可及び諮問決定を受けた案件ですが、農業委員会終了後、諮問の前に、資金計画に変更があったということで、取り下げの申請がありましたので報告します。 なお、変更は資金計画のみで、所在、目的等は前回と同じ内容で、再度申請がありましたので、今回の委員会議案第4号8番にあげています。</p>

以上、ご報告を終わります。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
次に、「報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。

事務局 事務局に説明を求めます。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

事務局 報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについてご報告いたします。議案書の4ページになります。今月は、2件でございます。
(番号1番、2番を議案書どおり読み上げ報告)

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
次は、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分の1番から4番を議題といたします。

事務局 事務局に議案の説明を求めます。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。
5ページをお開きください。
今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案4件です。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2から4については、お目通しください。
今回の所有権移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局
議長
事務局

事務局に議案の説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分でございます。

議案書の7ページから11ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案19件です。内訳は、新規の利用権設定が14件、再設定が5件、合計の面積は38,357㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(12番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から4番について、ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

3番については、19番委員にお願いします。

19番委員

はい。

番号3につきましては、私と13番委員とで調査をいたしました。貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、関西出身で6年程前に会社を辞めて、指宿の知人を訪ねてきたのがきっかけで、農業に興味をもち就農したとのこと。2年程、農家のアルバイトをしながら技術を習得し、今回、独立するということです。申請地を取得した後の営農計画については、オクラ32a、ソラマメ32aの栽培を計画し、年間目標販売高300万円を目指しているとのこと。農機具等については、知人から借り、労力については忙しい時は雇用するということです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

4番については、32番委員にお願いします。

32番委員

はい。

番号4につきましては、私と9番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、郵便局に勤務しながら、両親の農業を手伝っていましたが、両親が高齢のため、今回、退職して農業後継者として営農するということです。経営面積3,633㎡は親から利用権の設定をし、オクラ10a、ソラマメ10a、スナップエンドウ16aの栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。農機具等については、親から借りて労力については、親の手伝いを貰いながら経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、3番から4番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から4番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から19番についてご審議願います。なお、19番については、第4回農業委員会保留分の案件です。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、利用権設定分の19番についてご説明申し上げます。

平成27年10月19日 第4回農業委員会の利用権設定分の議案第1号7番で保留になった案件でございます。平成26年5月20日に父親から利用権設定をし、平成26年9月22日に青年就農給付金の対象者として認定されております。親族、3親等から貸借した農地が過半の場合は、5年間の給付期間中に所有権を移転することとあり、平成26年7月25日に、平成30年12月31日までに、自分名義にするという確約書を提出しております。それなので、特に問題はないかと思われま。また皆様のお手元に、青年等就農計画制度についてという資料をお配りしておりますので、これからの活動の参考にしていただけたらと思います。以上です。

議長 ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の5番から19番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から19番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

20番委員
議長
小委員長

て」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告をお願いします。

はい、議長。

はい、20番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

11月10日の転用調査時に、9番委員、28番委員そして私と事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

申請に基づき、1番から7番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から2番は売買、3番から7番は贈与による申請でございます。

3番は知人への贈与、4番及び7番は兄弟への贈与、5番及び6番は甥への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから25ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更、用途区分変更の申し出に係る意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査

報告を求めます。

20番委員
議長
小委員長
はい、議長。
はい、20番委員。
これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
議案第3号につきましては「用途区分変更」が2件でございます。
番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。
目的は、農業用倉庫の建設です。
資料の26ページをご覧ください。
申請地は、徳光小学校から北西へ280m行った農用区域内農地で、東と南は畑、西は農業用施設、北は市道に接しています。
農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、不許可の例外である「農業振興地域整備計画指定用途」に該当します。
土地の所有者は、〇〇さんで、事業計画者は、所有者が代表を務める法人です。
代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
次に番号2番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。目的は、農業用倉庫の建設です。
資料の27ページをご覧ください。
申請地は、十石公民館から南へ230m行った農用区域内農地で、東と南は畑、西と北は道路に接しています。
農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、不許可の例外である「農業振興地域整備計画指定用途」に該当します。
なお、本案件は、農振法の許可を受けずに既に倉庫を完成させており、始末書が添付されています。
代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。以上で、報告を終わります。

議長
現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
それでは、議案第3号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

11番委員
議長
11番委員
はい、議長。
はい、11番委員。
1番の農業用倉庫の面積が205.66㎡となっておりますが、2a未満ではないのですか。

議長 事務局	はい、事務局。 面積は、205.66㎡で、農振の用途区分の申請ですので、転用申請は届出ではなくて、5条の許可申請になります。
11番委員 議長 委員 議長	はい、分かりました。 ほかにございませんか。 「なし」の声あり。 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。
20番委員 議長 小委員長	はい、議長。 はい、20番委員。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
	まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。
	農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。
	資料の28ページをお開きください。
	申請地は、片野田公民館から北東へ250m行った農地で、東と西は畑、南は宅地及び畑、北は市道に接しています。
	申請者は、現在妻の実家に妻の母と同居していますが、申請地を購入し、一般住宅を建築する計画です。
	土地の形状については現状で、土留工事及び周辺農地に配慮し建物の高さを加減することから、周囲の農地に与える影響は軽微なものと思われます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は一般住宅の建築です。
	農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから

第2種農地の、その他の農地に該当いたします。

資料の29ページをご覧ください。

申請地は、小川区集落センターから東へ400m行った農地で、東は道路、西は宅地、南は宅地及び畑、北も宅地及び畑に接しています。

なお、面積が570㎡となっており、一般住宅で転用できる許可の目安である500㎡を超えているため、理由書が添付されています。

土地の形状については、現状で、20～30cmの盛土をし、ブロック積みする予定です。また、隣接農地に影響を及ぼさないよう、緩衝地を設け、平屋建てにすることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫の建築です。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農業用施設用地に用途区分変更された土地で農業振興地域整備計画指定用途に該当いたします。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、上手公民館から北西へ370m行った所の農地で、東、南、北は畑、西は市道に接しています。

申請人は、畜産業を営んでいますが、現在の倉庫が手狭なため、父名義の申請地を使用貸借し、新たに農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については、現状で土留工事をし、隣接農地へ流出しないよう施工することから、営農への影響は軽微であると判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。

農地区分・許可事項については、畑かん区域内の農地で農用区域から除外された第1種農地ではありますが、申請地の西側に住宅等が連たんしている区域内にある農地であることから、集落接続施設に該当いたします。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、垂門集会施設から南東へ100m行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は市道に接しています。

譲受人は、現在借家住まいですが、義父の所有する申請地を使用貸借し自己の居住する住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事をする予定です。隣接農地との間には1.4mの緩衝地を設けるなど、周囲の農地へ影響を及ぼさないよう配慮することから農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、自動車整備工場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から南東へ420m行った農地で、東は里道、西は国道、南と北は宅地に接しています。

譲受人は、現在の工場が借地であることから、申請地を購入し、新たに自動車整備工場を建設する計画です。

周囲に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅の建設です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしてあることから集落接続施設に該当いたします。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、二月田公民館から北西へ75m行った農地で、東は宅地、西と北は畑、南は里道に接しています。

申請人は、現在借家住まいですが、申請地を購入し自己の居住する住宅を建築する計画です。なお、隣接する宅地の一部27㎡と一体利用し、全体面積は231㎡となります。

土地の形状については、現状で、よう壁を設置する予定です。また、1.5mの緩衝地を設けるなど周囲の農地へ配慮することから営農への影響は軽微なものと判断します。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から北西へ295m行った農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

譲受人は、現在借家住まいで、申請地を購入し、自己の居住する住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定です。隣接する農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から北西へ215m行った所の農地で、東は市道、西は畑、南は宅地、北は先月5条許可を受けた畑に接しています。

申請人は、自宅の敷地が狭いため、道路向かいの申請地を購入し、自家用の車と父が経営する看板屋の車計3台分の駐車場として利用する計画です。

なお、この土地については、すでに看板屋の駐車場と、資材置場として利用されていることから、始末書が添付されています。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、建築物等を設置しないことから隣接する農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

5番委員

はい、議長。

議長

はい、5番委員。

5番委員

3番なんですけど、〇〇さんの方から話を聞いたのですが、今、この土地に車を朝晩停めていたと、そうしたら、事務局から始末書を提出してくださいという通知が来たと、そういうのまで始末書を出さないといけないのですかと聞かれました。資料を見ると道路の横ですよ、道路に車を停めるより、畑に停めた方が、交通にも事故にもいいと思いますが、朝晩停めるだけで始末書を出さなければいけないのですか、どうなのでしょう。

議長

はい、事務局。

事務局

朝晩だけじゃなく昼の間も駐車しているということで、始末書を添付した方がいいと思って、お願いしました。

5番委員 そんなのは、けっこうあるよ。畑に停めている人は。うちの近くで、ハウスの所に車を停めて、朝から晩までずっと仕事をしているが、時間的に考えると、そっちの方がずっと長いんじゃないですか。結局は、そういうのも転用しなさいと言うの。始末書を書きなさいと言うの。

事務局 そんなのを言いよったら、けっこうありますよ農地は。そこに砂利を撒いて、コンクリートをしたんだっただけですが、それぐらい認めてやらないと、なんでもかんでも始末書を出せと言ったって、おかしいんじゃないですかね。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 耕作する時に、そこに停めるのは、なんら問題ないと思いますが、耕作以外、例えば夜間ですよ、夜間に車を停めているということは、やはり、駐車場ですよ、事務局としては、農業用倉庫の申請が上がってきた時点で、夜間なんかをそこに駐車場として使っているということで、やはり事務局としては、始末書を付けた方がいいと判断いたします。

5番委員 私は、ただ朝晩の駐車しか聞いていないものだから。

議長 ただいまのような案件は、それぞれ、皆さん方にお有りだろうと思うのですが、ここでちょっと暫時休憩をしながら話をしてみましようか。

議長 どうぞご意見等出してください。

議長 (休憩)

議長 暫時休憩に引続き審議を再開いたします。

議長 今後、そういうのが上がってきた時には、事務局から地元の担当委員にお願いして、こういうのがきたから、いろいろあるから、あなたはちゃんとした手続きを取ってくださいよと指導をしてもらって、その後、言うことを聞かない時は、始末書を出して貰うという段取りでいましようか。

5番委員 それがいいと思います。

議長 そうすることで、確認しておきます。

議長 ほかにございませんか。

29番委員 はい、議長。

議長 はい、29番委員。

29番委員 15ページの5番のですね、今まで聞かない、介畑というのがあります。が、勉強不足でもありますので教えてください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 介畑とあるのは、介在畑ということで、平成11年くらいでしたかね、1回、転用許可を受けた土地でした。倉庫かなんかで。転用目的は倉庫だ

29番委員
議長
委員
議長

ったと思うのですが、介在畑というのは、1回転用を受けた土地のことです。転用許可を受けたあくる月から、税の地目が介在畑というのになります。現況が介在畑ということですが。

分かりました。

議案第4号について、ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

20番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、20番委員。

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による届出について

それでは報告いたします。

本議案については1件です。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は農業用倉庫です。

農地区分、許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから第2種農地のその他の農地に該当します。

資料の36ページをお開きください。

申請地は利永小学校から東へ620m行った農地で、東は宅地、西、南、北は畑に接しています。

計画概要につきましては、約120㎡の農業用倉庫で、914㎡のうち通路を含め160㎡を農業施設として利用する計画です。

農業振興に資する施設であり、現地状況から周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

18ページをお開きください。

議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡、貸付を説明いたします。

今月は、売渡申し出3件、貸付申し出2件の合計5件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図及び地籍図につきましては、資料の37ページから38ページとなります。番号2から5につきましては、お目通しください。

また、見取り図及び地籍図につきましては、資料の39ページから52ページとなりますので、ご参照ください。

次に、農用地あっせん申し出の、買受、借受をご説明いたします。

20ページをお開きください。

今月は、買受申し出1件、借受申し出5件の合計6件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から6につきましては、お目通しください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

10番委員
議長

はい、議長。

はい、10番委員。

10番委員

借受、4番の〇〇さん、3,000㎡があるんですけど、利用権設定のなかで、息子に自分の所有地を全部貸している訳ですよ、11ページの19番、利用権で息子に全部貸してて、また新たにあっせんで、おかしくないですか。いいのかな。

議長

いろいろ事情があるんじゃないですか。

10番委員

はい。

議長
委員
議長
事務局
議長
事務局
議長
委員
議長
29番委員
議長
29番委員
事務局
議長
事務局

いいですか。ほかにありませんか。
「なし」の声あり。
このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
はい、議長。
はい、事務局。
売渡、貸付の
番号1は25番と10番委員。 番号2は10番と28番委員。
番号3は13番と23番委員。 番号4は24番と 7番委員。
番号5は15番と22番委員。
買受、借受の、
番号1は27番と19番委員。 番号2は19番と 4番委員。
番号3は12番と 6番委員。
番号4は 成川地区 10番委員。
大山地区 12番委員。 川尻地区 30番委員。
番号5は 岡兒ヶ水地区 13番委員。
浜兒ヶ水地区 29番委員。 川尻地区 24番委員。
番号6は 2番と15番委員。
ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
(各委員了解あり)
議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。
本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。
はい、議長。
はい、29番委員。
私たちは、山川町時代から、利用権設定にしても何にしても、名義が変わらないのは、ヤミ小作だということで申請を上げなかった訳なんです、ヤミ小作の定義というのがあったら、変わっているのか、変わっていないのか教えてもらいたいと思います。
はい、議長。
はい、事務局。
ヤミ小作という用語はですね、農地法の中で用いられております。
通常、農地の貸し借りをする場合は、農地法の3条の貸し借りで契約しなければならないのですが、それを無許可で契約を交わすというのが、ヤミ小作となります。農地の貸し借りをするのは2通りありまして、農地法

の3条と農業経営基盤法の利用権設定と2通りあるんですけれども、農地法の3条の手続きがかなり複雑なために、農業委員会といたしましては、農業経営基盤法の利用権設定の方に、更新時期の時に、利用権設定でお願いしますということで、指導をしております。農地の貸し借りの契約を、許可をとった場合は、貸借期間中は権利がございます。もし貸借期間中の途中で、住宅を建てるからということで、返してくださいとなると、また、離作料が発生します。ヤミ小作の場合は、貸付け側の方が権利が強く、畑を返してくださいと言われても、離作料を払わなくてもいいと言うのが、農地法上にあります。これで分かりましたでしょうか。

29番委員 私と言うのは、名義が変わらない畑でも、3条、4条で出して、許可になるんですか。

事務局 例えば、農地の貸し借りをする場合、土地の所有者が亡くなった場合は、相続人の方の二分の一以上の同意があればですね、貸借期間を5年とれるというのがありますけど、それに該当しなければ、通常、ヤミ小作というのでやっ行ってかないと、しょうがないと思います。ただ、小作というのが、前回の農地法の改正で、削除されていますので、今は、小作というのは、使われないようになっています。以上です。

議長 いいでしょうか。

29番委員 はい、議長。

議長 はい、29番委員。

29番委員 それなら、やっぱり、名義人じゃないとだめだということですね。

事務局 相続人の方の二分の一以上の同意を得られれば、5年間の貸借ができるということです。

6番委員 はい、議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 今回の件について、利用権設定は、3年、5年、10年とありますよね、農業委員会事務局としては、3年以上使用する場合に、やはり届出をした方がいいんですかね。例えば、1年とか2年とかの短い期間だったら、しなくてもいいし、その辺はどうなんでしょう。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 設定年数については、特に決まりはございません。1年でも50年でも構いません。昔は、上限が20年と決まっていたんですけど、樹園地でみかんを作る場合は、20年経ったらもう返さなければならぬかというのがありまして、国の方で、上限なしで決めました。ただ、当人同士の契約ですので、1年であろうが、2年であろうが許可は必要になります。

議長
委員
議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

その他（議案 2 1 ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について

2. 1 1 月の行事報告

3. 1 2 月の行事予定

4. その他

(1) 農地利用状況等調査について

山川地域が調査対象

(2) いぶすき産業まつりにについて

農地相談従事委員への依頼

(3) 農業後継者への結婚祝金について

指宿市農業後継者の結婚に対する祝金交付規定の説明

交付規定対象者への結婚祝金申請について

議長

私の方から、今月 1 1 日と 1 8 日、東京の方で、全国農業委員会会長大会がありました。農業委員会法が成立しまして、来年の 4 月 1 日から変更になりますけれども、これに関する組織変更の会議でありました。

組織変更の中でのるありましたが、関係する市町村の農業委員会はということで、全国には、1, 7 0 8 の農業委員会があります。今まで全国で、国から 5 3 億円の予算をいただいて、各市町村からの予算も含めて活動してきた訳ですけれども、2 8 年度の予算要求として、2 5 億円のプラス要求をするということで、説明がありました。あくまでも要求ですので、それが通るか分かりませんが、根拠は、農業委員を半数に減らす代わりに、推進員を増やす、そのための予算措置を含めたということです。

1, 7 0 8 の農業委員会の中で、3 6, 0 0 0 弱の農業委員がおられる訳ですけれど、その委員が減る代わりに推進員が増えるための予算を確保しなければならないと、じゃあ、推進員の報酬はどうなるのかとなりました。推進員の報酬は、今現在は、農業委員の報酬もそれぞれの委員会によって、ばらばらです。日当制のところもある訳です。九州管内にもあります。一概に金額は申し上げられないけれども、各市町村に於いて、財源の維持、確保等を含めて、強力に話し合いをなさいということで、全国的には、統一した線は出さないということになりつつあります。

今後は、指宿市は最大19名ですが、それに近づける形で、こちらで交渉しなければならないのですが、現在は、30名のところが、26名の農業委員の選挙員は定数です。最大19名という線が出ていますので、これに近づけばいいことで、議会がどういう形でのせてくれるかわかりませんが、今度は、推進員の場合には、日当制ではなく報酬制でなければ、だめでしょうという話が圧倒的に出ておまして、今後は、いちき串木野、伊佐、奄美、長島ですかね、3市1町にプラス鹿児島市を含めた、ここらがどういう推進員の報酬を含めた対応をするかどうか、長島町は、非常に小さいところですので、ほかの4市がどういう形でするかどうか、わが指宿市は、まだ2年半弱ありますので、それらを参考としながらいろいろ決めていかなければいけないという状況でした。今度12月2日から3日間、日比谷公会堂などで会議があります。もちろん行く中で、今度、〇〇先生が大臣になられましたので、大臣室に直接われわれ農業委員会系統として、こういう要求をしなければならないという形の要望書を手渡す中で、鹿児島県の代表として、大臣室で〇〇先生といろいろ話をする中で、鹿児島県は農業県ということ踏まえて、予算措置やらお願いすることになるかと思えます。とりあえず、この前の全国大会の報告は以上です。

ほかにございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ほかによいようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第5回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時30分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員10番委員

議事録署名委員11番委員